

第四十二号議案

江戸川区立林間学校条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立林間学校条例の一部を改正する条例

江戸川区立林間学校条例（昭和三十七年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

使用料		一 小中学校行事として使用する場合		無料
		二 前号以外の場合		
日帰り一人につき	一人一泊		冬期	七二〇円
			冬期以外の期間	
				一〇〇〇円

備考

- 一 冬期とは十月から翌年四月までの期間をいう。
- 二 一泊とは午後二時から翌日正午までの使用をいう。
- 三 日帰りとは午前八時から午後三時までの使用をいう。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区立林間学校条例別表の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、同日前に使用する者及び同日前に既に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。